

令和 4 年

第 7 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 4 年 11 月 16 日

閉 会 令和 4 年 11 月 16 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和4年度大津町一般会計補正予算の概要

令和4年第7回大津町議会臨時会会議録

令和4年第7回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年11月16日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼法制執務係長 総務部財政課財政係長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 健康福祉部長 坂本 光成 教育長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教育部長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 梅田 博隆 総務部総務課長 村山 博徳 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 6号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和4年度大津町一般会計補正予算(第6号)について)
承認第 7号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和4年度大津町一般会計補正予算(第7号)について)
議案第67号	令和4年度大津町一般会計補正予算(第8号)について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 1 1 月 1 6 日 (水) 午前 1 1 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について)
日程第 5 承認第 7 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について)
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第 6 議案第 6 7 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 1 時 2 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、改めまして、おはようございます。開会式時間の開催時間を大津町議
会会議規則第 9 条第 2 項の規定に基づき 1 1 時開会を 1 1 時 2 0 分から開始をさせていただきたい
と思います。御了承をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、令和 4 年第 7 回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、金田町長より欠席の届出があつておりますので、報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第 1 2 7 条の規定によって、1 3 番永田和彦議員、1 4 番津田桂伸議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第6号 から日程第5 承認第7号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（桐原則雄） 日程第4 承認第6号から日程第5 承認第7号までの2件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第6号から承認第7号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号から承認第7号までの2件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

佐方副町長。

○副町長（佐方美紀） 皆様、おはようございます。町長が都合により欠席しておりますので、代わって今回の臨時会に提案しました案件の提案理由を申し上げます。

まず、承認第6号の提案理由の説明を申し上げます。承認第6号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和4年度大津町一般会計補正予算（第6号）につきましては、9月18日から19日の未明にかけて熊本県を通過した台風14号の被害に伴う公共施設等の災害復旧関連の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし歳入歳出それぞれ16億4千370万5千円とするものでございます。

次に、承認第7号の提案理由の説明を申し上げます。承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和4年度大津町一般会計補正予算（第7号）につきましては、急増するマイナンバーカードの交付及びマイナポイントの申請に対応するための支援体制強化に関する各種事業費、乳幼児を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種費用、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円を給付する価格高騰緊急支援給付金事業に係る補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1千601万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、16億6千972万2千円とするものでございます。

以上、承認第6号及び承認第7号の事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の

規定によりこれを報告し、議会の承認を求めますのでございます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細を説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。承認第6号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて別紙補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を164億5千370万5千円とするものです。

今回の補正は、9月の台風14号の被害に伴います公共施設等の災害復旧関連の補正でございます。急施を要したため10月の11日付で専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

それでは歳出について、主な内容について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款2、項1、目1交通安全対策費、節10需用費については台風被害を受けました町内のカーブミラーの修繕料になります。

次に目9防犯対策費、節10需用費につきましては、外灯の修繕料になります。款3、項1、目5老人福祉センター運営費、節10需用費については老人福祉センターの屋根の修繕料です。目9人権啓発福祉センター運営費の節10それから節11、節14につきましては需用費については児童館の屋根の応急修繕になります。役務費については同じく児童館で雨漏り被害にあいました床のクリーニング代、それから工事請負費については児童館の屋根それから床の復旧工事費になります。

11ページをお願いいたします。款3、項3、目1災害救助費、節12委託料につきましては、老人福祉センターに開設しました福祉避難所の運営委託料になります。款6、項3、目1災害救助費、節9公債費については農家の農業用施設被害への見舞金になります。

12ページをお願いいたします。款8、項3、目2公園緑地費、節10需用費については、昭和園杉水公園などのフェンスまたは東屋の修繕料になります。項4、目2住宅維持費、節10需用費については室東団地、立石団地などの屋根等の修繕料になります。節12の委託料については、室東団地の倒木撤去に係るものになります。款9、項1、目4水防費、節3職員手当等については、災害対策本部運営に係る管理職の特別勤務手当それから避難所運営等に係ります時間外勤務手当になります。

13ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費、節12の委託料については、大津小学校及び大津北小の樹木伐採等になります。項2、目1学校管理費、節10需用費については、窓ガラスの修繕、あるいは雨漏り補修等町内の各小学校施設の修繕料になります。節11役務費については、大津東小学校の樹木の傾き補強に対する手数料になります。節14工事請負については

屋根瓦や天井の雨漏り補修等など各小学校施設の改修工事になります。目2教育振興費、節17備品購入費については、大津南小学校及び護川小学校の台風で被害を受けました百葉箱の購入費用になります。

14ページをお願いいたします。款10、項3、目1学校管理費、節10需用費については、大津中学校のプールのフェンス等の修繕、それから北中学校の同じプールのトイレの窓ガラス等の修繕になります。節14工事請負費については大津中の屋上の室外機の固定具の改修工事関係、それから大津北中の防球ネットの修繕工事でございます。項4、目1幼稚園費、節10需用費については、陣内幼稚園のベランダの庇の修繕になります。項5、目3生涯学習センター費、節10需用費については、生涯学習センターの東側駐車場看板の修繕料になります。

15ページをお願いいたします。項6、目2体育施設費、節10需用費については、武道館の屋根等の町内施設の修繕料になります。節12委託料については運動公園、それから町民グラウンドの倒木の伐採に関するものになります。款11、項2、目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料については、町内の町道それから河川各所における倒木等の処理委託に関するものです。

16ページをお願いいたします。款13予備費で所要の財源を調整しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、承認第7号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、既定予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1千601万7千円を追加し予算の総額を166億6千972万2千とするものです。

今回の補正につきましては、3点ございまして、まず1点目がマイナポイントの申請期限に伴いますマイナンバーカードの申請期限が延長されたことにより、急増しますマイナポイントそれからマイナンバーカード申請に対応するための体制強化に係る事業費に関する補正になります。

2点目が生後6カ月から4歳の乳幼児を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種費用に関する補正。

3点目が住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円を給付する価格高騰緊急支援給付金事業に係る補正でございまして、急施を要したために10月の24日付で専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものでございます。

それでは歳出から御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款2、項1、目6企画費、節1報酬についてはマイナポイント受付業務に従事する会計年度任用職員2名分の報酬になります。節3職員手当等については、毎週月、水、金の窓口延長、それから日曜開庁日におけるマイナポイント受付窓口を開く際の職員の時間外手当になります。節8の旅費については、会計年度任用職員2人分の費用弁償、それから節10需用費については、マイナポイントの受付事務用の消耗品関係になります。項3、目1戸籍住民基本台帳費、節13使用料及び賃

借料については、マイナンバーカードのオンライン申請補助端末のリース料になります。

12ページをお願いいたします。款3、項1、目12新型コロナウイルス感染症対策費、節3職員手当等については、価格高騰緊急支援給付金事業に係る職員の時間外勤務手当になります。節10需用費については、給付金事業の消耗品、それから印刷製本費、節11役務費については給付金事業に係る振込手数料、それから通信運搬費、節12委託料については給付金事業に係りますシステム改修費用になります。節19扶助費については1世帯当たり5万円、4千110世帯分の価格高騰緊急支援給付金になります。款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費、節10需用費については、乳幼児を対象としたワクチン接種の接種券の印刷製本費、それから節11役務費については、接種券の郵送に係る通信運搬費、それから町外で接種を受ける場合に必要となる国保連合会への事務手数料になります。

13ページをお願いいたします。節12委託料につきましては、予防接種それから健康管理システムの改修によるものになります。款13の予備費で所要の財源を調整しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

10ページをお願いいたします。款15、項1、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、歳出で説明いたしました乳幼児を対象としたワクチン接種費用に係る増額になります。

続いて、項2、目1民生費国庫補助金については、子育て世代等臨時特別支援事業費補助金で歳出で説明いたしました1世帯当たり5万円を給付する価格高騰給付金事業に係る増額になります。目2衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で、乳幼児のワクチン接種に係る準備費用に係る増になります。目5総務費国庫補助金については、マイナンバーカードの交付事務の補助金、それからマイナポイント事業費補助金で歳出で御説明いたしましたマイナポイントそれからマイナンバーカードの申請受付体制に係る増になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 6号についてお尋ねをしたいと思います。

すみません、この専決の予算は修理修繕だと聞いておりましたので、そのつもりで見てたんで、気づかなかったんですが、お尋ねしたいのは予算書13ページの一番下にある理科教育備品の購入です。概要のほうでは2ページの一番下になります。南小と護川小の百葉箱を私修理するんだと思っていたら購入ということで、新しく買い換えるということですね。今百葉箱というのは小学校の備えるべき備品とはなっていない。恐らく百葉箱についての理科の中での指導というのもあってないと思うんですよ。それに対して言ってしまうと現在では不用ですとなっているものを敢えて買いなおすという必要があったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 失礼します。ただいま佐藤議員からの御質問にお答えします。

現在言われました南小と護川小学校に一応設置してありました百葉箱をこちらのほうが天板の部分、屋根の被さった部分が今回の台風で被災したということで対応しております。先ほど言われましたが設置をしてあって学校のほうでもそれを使わねばならないということではないのですが、状況によっては利用されるというところもありましたので、今回学校と相談して備品の購入という形で再設置をさせていただくところで予算をお願いしたところです。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） ということはこの二つについては、この二つの学校できちんと指導をしているものだという事によろしいんですね。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 一応学校と相談をしまして付け替えるという形でさせていただいたところです。使われるということで、学校とは相談をしているところです。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。そのあと、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。最初に、承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町一般会計補正予算（第6号）について）を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第6号は原案のとおり承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されることに決定されました。

次に承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度大津町一般会計補正予算（第7号）について）を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第7号は原案のとおり承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されることに決定されました。

**日程第6 議案第67号 令和4年度大津町一般会計補正予算（第8号）について
上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決**

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第6、議案第67号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

佐方副町長。

○副町長（佐方美紀） 提案いたしました全ての承認案件につきまして、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、議案第67号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第67号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正は新型コロナウイルス対策関連では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする町独自の住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金事業、子育て応援商品券事業、農業経営者に対する原油価格、物価高騰対策事業及び小規模事業者経営継続支援金の追加支援並びに学校給食費保護者軽減補助金に伴う補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億5千150万2千円としたものでございます。

議案第67号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、所管部長より詳細を説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 続きまして、議案第67号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先般国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が新たに創設されたことに伴いまして、新規事業それから各事業に係る補正を計上いたしております。新規事業としましては、まず住民税の均等割のみの課税されている世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する給付金事業、それから2点目は未就学児がいる世帯に対し未就学児1人当たり5千円の商品券を交付する子育て応援商品券事業、3点目に町内の小中学校に通います児童生徒の1カ月分の給食費を減免する学校給食費保護者負担軽減補助金になります。また拡充事業としましては、6月の補正予算に計上いたしました農家支援のための原油価格、物価高騰対策事業、それから9月の補正予算に計上しました小規模事業者経営継続支援金の追加支援になります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、8千178万円を追加し、予算の総額を16億5千150万2千円とするものです。

それでは、歳出から御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款3、項1、目12新型コロナウイルス感染症対策費、節3職員手当等については、住民税の均等割のみ課税世帯等に対する給付金事業における職員の時間外勤務手当、それから節10需用費では事業に必要な消耗品それから印刷製本費、節11役務費については振込手数料、それから通知の際に必要な通信運搬費、節19扶助費で1世帯当たり3万円の給付金800世帯分を計上いたしております。項2、目7新型コロナウイルス感染症対策費、節3職員手当等については、子育て応援商品券事業における職員の時間外勤務それから節10需用費については事業に必要な消耗品費、それから印刷製本費になります。

12ページをお願いいたします。

節11役務費については、商品券の郵送料に係る通信運搬費になります。節12委託料については、商品券事業の事務委託費を計上いたしております。款6、項1、目11新型コロナウイルス感染症対策費については、6月補正の際に計上させていただきました原油価格物価高騰対策事業費補助金の追加支援を行うものでございます。長引く燃料価格や資材等の物価高騰の影響を受けている農業者の負担軽減のため10万円を上限に売上額の1%を追加で補助するものになります。節3職員手当等では、事業に係る職員の時間外勤務手当でございまして、節18負担金補助金及び交付金で原油価格、物価高騰対策事業補助金の必要額を計上しております。

13ページをお願いいたします。

款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費については9月補正の際に計上させていただきました小規模事業者経営継続支援金の追加分でございまして、長引く物価高騰の影響を受ける町内の小規模事業者に対し追加で5万円を補助するものでございます。節3職員手当等で職員の時間外勤務手当を計上いたしております。節11役務費で、通信運搬費、節18負担金補助金及び交付金で小規模事業者経営継続支援金を計上いたしております。款10、項6、目4新型コロナウイルス

感染症対策費、節3職員手当等については、学校給食費保護者負担軽減補助金事業に係る職員の時間外勤務手当になります。節18負担金補助金交付金で小学校及び中学校分の学校給食費保護者負担軽減補助金を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。款15、項2、目5総務費国庫補助金、節1総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回追加交付の内示を受けて増額するものになります。歳出で説明いたしました各課の新型コロナウイルス感染症の関連事業に充当いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 歳出の13ページについて、教育費の4新型コロナウイルス感染症対策費で学校給食費の保護者負担軽減が今回補助されるということで提案されておりますが、先ほどの全協でいただいた資料では、小学校が2千258人、中学校が1千63人、両方で3千321人の方の分ということですけど、いわゆる要保護、準用保護の方々については給食費は免除されていると思いますけど、そういう方の人数も入っているのか免除されている方の分はここには入っていないのか。ちょっとはつきりしませんのでお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 荒木議員の御質問にお答えします。こちら概要の小学校児童生徒数と中学校の児童生徒数、今回積算の中には先ほど言われました就学援助の対象者の児童の数も含まれているところがございます。全体の小中学生の生徒数ということで計算をさせていただいております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 要保護、準用保護の子どもさん、それが予算の中に入っているということは、例えば小学校で4千100円を還付するということになるのかなど。もう一度お尋ねします。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午前11時52分 休憩

△

午前11時55分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 失礼します。先ほど荒木議員からあった御質問ですけれども、すみません、私がちょっと勘違いしておりました。訂正させていただきたいと思います。今回給食費の12月分

の無償化につきましては、この数の中には就学援助の対象世帯の子どもたちの数は積算には入っておりません。

以上です。申し訳ございませんでした。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑はありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） すみません。今お話ですと、それでは要保護、準用保護の世帯に対してのいろんな費用の高騰対策というのはどんなふうになるのでしょうか。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の御質疑にお答えします。今回の給食費の無償化につきましては、先ほど御説明したように就学援助の対象となる児童生徒さんは含まれておりません。もともと就学援助の支援を受けられている児童生徒さんにつきましては、給食費のほうが無償化になっておりますので、今回の支援の対象にはならないということになります。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 先ほど私は給食費というのは、手段ですよというふうに確認をしたところなんですけれども、本来の目的は物価高騰に伴う子育て世帯の支援が目的ですと。そのための手段として給食費を選びました。そうしたときに給食費を選んだことによって、本来より支援が必要な世帯に対してその支援が届かないということになれば、それは目的と違うんじゃないかなと思うんですけれども、追加的な対策としてこの後考えられるおつもりがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の御質疑に再度お答えします。今回対象となる事業を考えましたときに全協の中でも説明しましたように、今回は国の推奨事業メニューの中で給食の支援をとということでございます。それに今回推奨メニューの中に基づいて計画をさせていただいたところです。ただ、その支援メニューの中には就学援助世帯の支援は除くということとなっております。

あと全体的に町の支援策としまして子育て支援策ということで、子育て支援課からありました未就学児の商品券ですとか、それから町独自で今回の物価高騰に伴う子育て支援世帯ということで住民税均等割のみ課税世帯等に対して3万円の給付あたりの独自策も計画しておりますので、そちらのほうの支援で対応させていただくという形で、現在のところ教育部の給食センターのほうからは対象から外れるということとなっております。

すみません、以上になります。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 給食費については、担当部長が申し上げたとおりですけれども、先ほど最後に申し上げましたように1世帯当たり非課税世帯については、国が示します1世帯当たり5万円という助成金がございます。それとあわせて今回単独で非課税世帯には該当しない均等割の世

帯が1件当たり3万円というところで全体的な設計としてはそういった形でやっておりますけれども、確かに議員が御心配なところも十分わかりますので、その辺についてはどういった支援ができるかについてはさらに検討はしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

いまの質疑答弁釈然としないところがありまして、要保護、準用保護の世帯に対してからは給食費というのは支給されております。それというものは確か天引きになっていたと思います。支給の中からまず支給して本来ならばその御家庭から給食費を払うという流れが、給食費も払われないということが顕在化してきたので、もともと給食費事態を支援の中に含めていたけれども、その中から町は天引きしているんじゃないですか。そうなった場合に、そのところをまずはっきりしておきたいんですけども、給食費の支援の流れですね。給食費は給食センターに払わんといかんわけですよ。ということは、そういった御家庭に対してからは、一度支給はするけれども、それが払わないのが顕在化してきたのでそれを天引きして町が給食センターに払っているんじゃないですか。こここのところはっきりしないと、きちんとした最初に荒木議員が言われたのはだったら給付するんですかというようなことも言われました。その要保護、準用保護の御家庭にとっては何ら変化がないのか。その分を差し引いて給付するののかという形になるから、こここのところが釈然としないわけですよ。給食費の流れというものをそのところを明確にしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 永田議員の御質問にお答えします。

就学援助費につきましては、委員長が言われましたように一度給食費を毎月口座引き落としをさせていただきます。年4回就学援助費を定期的に支給するという形になりますので、その分の給食費を口座振込するという流れになっております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

結局その御家庭というのは何の変化があるんですかと。一般御家庭と言われるところは、給食費が免除されますよね。1月分。そこにも実質的にそういった援助費がいついたわけですよ。それを1カ月分給食費分を減らすんですかと。それともどういふふうにされるのかが釈然としないんですよ。そこは調整で天引き分じゃなくて援助費自体が減っていくというのか、それがはっきりしないということですよ。足し算引き算の問題でその御家庭にどういった影響があるのかというのがきちんとした説明を欲しいということです。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午前0時03分 休憩

△

午後0時08分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、再開します。

羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 失礼します。永田議員の先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど私がまた勘違いをしておりました。就学援助費の対象の児童生徒は、一旦支払っていただいて、その後児童生徒の口座に振り込みますと言いましたけれども、給食費につきましては、直接町のほうが給食センターのほうに就学援助の児童生徒の分は直接支払いをしますので保護者の方は一旦払っていただくということはおしてありませんでした。勘違いで申し訳ございませんでした。

○議 長（桐原則雄） 永田議員よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第67号関連で質疑いたします。補助というのは支援というのはというのを考えたときに、財源が要は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と名付けられておりますけれども、ですから苦しんでいる状況、特にこの物価高騰に苦しんでいる町民のどなたを支えるのか。それは恐らく皆さんなんですね。今回の上程されておりました議案の中に、どうしても支援をまだ受けられていない方がいるような感じをします。例えば一つ例を言いますが、小中学校の給食費を支援する。農業の方を支援する。全事業者の方を支援する。いろいろ様々あるんですが。例えばの例でいけば高校生のお子さんを持っている方はこの枠組み何もないんですね。支援がないんですよ。先ほど支援のやり方の金額がとか規模がとかいろいろあったかと思うんですが、やはり国庫から支出されているもので、その補助がゼロというのはどうなのかと思うところもありますので、先ほど佐藤議員から御指摘もありましたけれども、例えば支援が手薄な方についてそういった今後の対策というのが財政的にできるのかどうかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 国の交付金にのらない方たちについてどう支援していくのかという御質問だと思いますけれども、今回については国の交付金に沿った形の推奨メニューということでやっております。おっしゃいますように例えば高校生に対しての支援はどうなっているかという話もございまして、先ほども含めて今後国が示す国、あるいは県が示します交付金の推奨メニューあたりも考えながら、ただ一方ではどういった方々が御苦労されているかというのを町としてもしっかりと捉えながらそこに重点的な配分をしていくことは必要になってくると思っております。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） だいぶわかりましたので、質疑を終えますが子育て支援が必要な緊急対策、非課税世帯にそれをやっているというこの位置付けはわかりましたので、今後よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。そのあと、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず議案第67号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和4年第7回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年11月16日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 永 田 和 彦

大津町議会議員 津 田 桂 伸